

佐賀県告示第三百八十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図書は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課、唐津土木事務所及び玄海町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十一月五日

佐賀県知事 古川 康

大久保第二地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十一号までを順次直線で結んだ線及び標柱十一号と標柱一号とを直線で結んだ線に囲まれた区域

標柱番号	郡	町	大字	字	地番
一	東松浦郡	玄海町	有浦上	大久保	三二一九番
二	"	"	"	"	三一〇番一
三	"	"	"	畑ノ迫	三〇二三番一
四	"	"	"	"	三〇四五番
五	"	"	"	"	三〇四四番
六	"	"	"	日焼	二五二六番三
七	"	"	"	畑ノ迫	三〇六五番六
八	"	"	"	"	三〇七〇番一
九	"	"	"	"	三〇七九番一
十	"	"	"	今里	二一四四番五
十一	"	"	"	"	二〇五九番六